明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕　一
○三宅島空港の施設について告示した事項に変更を加えた件
（国土交通四七四）
○都市計画に関する件
（東北地方整備局七八～八〇）
○道路に関する件（同八一）
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
（関東地方整備局一九九）
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件
（同二〇〇）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
（同二〇一）
○都市計画に関する件
（近畿地方整備局七五）
○道路に関する件
（北海道開発局六一、六二）

〔公　告〕　二
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第四百七十四号

三宅島空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

二　空港の名称及び位置　三宅島空港　東京都三宅支庁管内三宅村

三　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十一年運輸省告示第五百四十八号を参照。）

エプロン

面積　一万三百十二平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十六年四月三日

○東北地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　山形広域都市計画道路事業三・二・五号旅篭町八日町線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山形県山形市木の実町及び本町一丁目地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　山形広域都市計画道路事業三・四・三百三号城南大通り線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山形県東村山郡山辺町大字山辺字東町地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　秋田県秋田市大町五丁目及び大町六丁目地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二日　東北地方整備局長　小池　剛